

社団法人被害者サポートセンターあいち定款

平成10年 2月20日

改正 平成12年 4月 5日

改正 平成13年 7月17日

改正 平成16年 3月16日

改正 平成20年 4月 7日

目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 会員(第4条～第9条)

第3章 役員(第10条～第17条)

第4章 事務局(第18条)

第5章 会議(第19条～第28条)

第6章 資産及び会計(第29条～第38条)

第7章 定款の変更及び解散(第39条～第41条)

第8章 細則(第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 社団法人被害者サポートセンターあいち(以下「本会」という。)は、犯罪及び犯罪に類する行為により被害を受けた者及びその遺族(以下「被害者」という。)の置かれている現状を踏まえ、ボランティアによる相談その他各種活動を通じて被害者の被害の回復若しくは軽減又は平穏な生活の回復を早期かつ継続して支援することを目的とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を名古屋市に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被害者に対する電話相談及び面接相談
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定申請の補助
- (3) 被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業
- (4) 被害者の実態に関する調査及び研究
- (5) 被害者支援活動に関する広報、啓発活動
- (6) 被害者相談カウンセラーの養成及び研修
- (7) 被害者自助グループへの支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 第1条の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、団体又は法人
- (入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、総会において定める。
- 3 本会の運営上、特に必要がある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡し、又は解散したとき。
 - (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせるような行為のあったとき。
- (2) この定款に違反する行為のあったとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が退会し、又は除名される前に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

- 2 退会し、又は除名された会員であっても、在会中の義務を履行しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名

(役職)

第11条 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会が選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事については、親族その他の特別の関係にある者(以下「特別利害関係者」という。)の数が、その理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、特別利害関係者になることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を総括する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、従前の職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認められるときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決により、役員を解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は有職者の中から、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第17条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関して必要な事項は、理

事会の議決を経て、会長が定める。

第4章 事務局

第18条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第5章 会議

(種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第22条 通常総会は、年2回、開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催するものとする。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 監事から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催するものとする。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (招集)

第23条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、この限りでない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は会議に出席する正会員又は理事を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第30条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、これを処分し、又は、担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛知県公安委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経て毎事業年度開始前に、愛知県知事に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、成立の日まで前年の予算により収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入及び支出は、予算が成立した場合においては、当該予算に基づいて執行したものとみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3月以内に、会長が、その年度の事業報告及び収支決算書に次の各号に掲げる書類を添えて監事の監査を経た上で、総会の承認を得て、愛知県知事に提出しなければならない。

い。

- (1) 財産目録
- (2) 当該年度末の社員名簿及び異動状況報告書
- (3) 当該年度末の貸借対照表
(長期借入金等)

第38条 資金の借入れ(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。)をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の同席を得、かつ、愛知県公安委員会の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、民法第68条第1項(第1号を除く。)に規定する事由が生じたとき、又は総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県公安委員会の承認を受けたときでなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散したときは、本会が解散時に有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県公安委員会の承認を受けて、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 細則

第42条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の成立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、愛知県公安

委員会の承認を受けて設立総会の定めるところによるものとし、その任期は第14条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

3 本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。

4 本会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。